

## 第1 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、竹原市が発注する建設工事について、談合情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応体制のあり方、公正取引委員会及び警察への通知の手順、談合の事実が確認された場合の入札手続きの取扱い等を定め、もって、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に規定する談合情報への対応を迅速かつ的確に行うものであり、竹原市における談合情報への対応は本マニュアルによることを原則とする。

## 第2 一般原則

### 1 情報の確認、調書の作成

- (1) 入札に付そうとする工事又は入札に付した工事について、入札談合に関する情報があつた場合の情報聴取は、工事主管課の課長（以下「工事主管課長」という。）又は工事契約を担当する課の課長（以下「契約担当課長」という。いずれも不在の場合は係長以上の職にある者）が当たること。
- (2) 入札談合に関する情報については、次に掲げる内容を聴取し、その内容を様式第1号に定める談合情報報告書にまとめたうえ、直ちに工事主管課の所属する部長に報告すること。
  - ① 情報提供者の氏名又は名称及び住所
  - ② 入札談合に関する行為をしている者又はした者の氏名又は名称
  - ③ 入札談合に関する行為の具体的な態様、時期、場所その他の事実
- (3) 談合情報報告書の作成を行った者（工事主管課長を除く）は、当該報告書を直ちに工事主管課長へ提出すること。
- (4) 工事主管課長は、入札談合に関する情報報告を受けた場合及び自ら情報を把握した場合には、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ報告書を提出すること。

### 2 報告

委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、工事主管課長から入札談合情報に関する報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集し報告すること。

### 3 委員会の招集及び審議

- (1) 委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報が調査に値するか否かについて審議するものとする。
- (2) (1)の審議においては、談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準（平成16年1月1日制定）によることを原則とする。

### 4 公正取引委員会及び警察への通報

委員会の審議を踏まえて、調査に値することとした情報（以下「談合情報」という。）

については、第3の手続きに入る前及び手続き終了後において、事務局が公正取引委員会及び警察へ通報すること。

#### 5 処理の決定

市長は、談合情報があった工事について、入札の執行、延期、中止、無効又は契約解除等をしようとするときは、委員会の意見を聴くものとする。

#### 6 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には工事主管課長が対応すること。

### 第3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次により対応すること。なお、詳細な手順等は、第4により行うこと。

#### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

##### (1) 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報すること。又、(2)以下の措置により、落札者の決定、入札の無効の決定又は入札手続の中止の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

##### (2) 事情聴取

① 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行うこと。

② やむを得ない理由により、事情聴取の前に入札を行う場合は、入札執行後直ちに入札参加者全員に対して事情聴取を行うこと。

##### (3) 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、竹原市契約規則（以下「契約規則」という。）第17条の規定により入札手続を一時中止すること。

##### (4) 談合の疑いが極めて強い場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実は確認されない場合であっても、談合の疑いが極めて強い場合には、契約規則第17条の規定による入札手続の一時中止を検討すること。

##### (5) 談合の事実が確認されない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から別紙1による誓約書を提出させること。

② 書面入札を行う場合は、入札執行後に談合の事実が認められたときに入札を無効とする旨の注意を喚起した後に入札を行うこと。

③ 提示された工事費内訳書は、入札執行後において、審査担当職員等（当該工事の積算内容を把握している職員）がチェックすること。

④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第15条第5号の規定により、入札を無効とすること。

## 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

### (1) 契約締結以前の場合

#### ① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて工事入札執行状況の写しを送付すること。また、②以下の措置により、契約締結又は入札の無効の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

#### ② 契約締結の保留

市長は、契約（仮契約を含む。以下同じ。）締結を保留すること。

#### ③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員の工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

#### ④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第15条第5号の規定により、入札を無効とすること。

#### ⑤ 談合の疑いが極めて強い場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実は確認されない場合であっても、談合の疑いが極めて強い場合には、契約を締結することの可否を検討すること。

#### ⑥ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結すること。

### (2) 契約締結以後の場合

#### ① 公正取引委員会及び警察への通報

事務局は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会及び警察へ通報し、併せて工事入札執行状況の写しを送付すること。また、②以下の措置により、工事続行又は契約解除の決定を行った後に談合情報に関する資料を送付すること。

#### ② 工事の一時中断

工事に着工している場合は、当該工事を一時中断すること。ただし、談合情報の信ぴょう性及び工事の進捗状況によってはこの限りでない。

#### ③ 事情聴取等

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。また、事情聴取に先立って、入札を行った者全員の工事費内訳書を審査担当職員等がチェックすること。

#### ④ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

#### ⑤ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、工事を続行すること。

## 第4 個別手続きの手順等

第3に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### 1 報告書等

- (1) 入札に付そうとする工事について、入札談合に関する情報があった場合には、その内容を詳細に聴取し、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。また、情報提供者に対しては、当該情報内容を公正取引委員会及び警察へも情報提供するよう要請すること。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。
- (2) 契約担当課長は、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、工事主管課へ報告すること。
- (3) 工事主管課長は、入札談合に関する情報の報告を受けた場合及び自ら情報を把握した場合には、直ちに事務局へ報告するとともに報告書を提出すること。
- (4) 事情聴取、誓約書の提出及び工事費内訳書のチェックを行った場合は、その結果を直ちに事務局へ報告すること。

### 2 公正取引委員会への通報

- (1) 公正取引委員会への通報等は、事務局が局長名において行うこと。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第一審査課である。
- (3) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2号を使用すること。  
なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

### 3 警察への通報

- (1) 警察への通報等は、原則として竹原警察署刑事課長に対し、事務局が局長名において行うこと。
- (2) 警察への通報等は、別記様式第3号を使用すること。

### 4 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、工事主管課長及び工事主管課の職員並びに事務局職員等、複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取する相手については、代表者等代表権を有する者又は支店長等契約締結権限を有する者（建設業法施行令第3条に規定されている使用人）とする。ただし、やむを得ない場合には、上記の者から委任状等により委任を受けた役員等（支店等の場合には、支店長等に準ずるものとする。）とする。
- (3) 談合情報の内容により必要があると判断される場合には、入札参加者（予定者の場合も含む。）の範囲内で、指定した相手に対して事情聴取を行うことができるものとする。
- (4) 事情聴取は、原則として、同一期日に事情聴取の対象者全員に対して行うものとする。なお、各対象者への事情聴取は、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行う

こと。

(5) 事情聴取においては、談合等の事実を申告することにより、指名除外の措置期間の短縮が検討されること、又、事実と反する説明を行ったと認められるときは、指名除外措置の対象となることを教示すること。

(6) 聴取結果については、別記様式第4号により事情聴取書を作成すること。なお、談合情報の内容に応じて質問を追加すること。

#### 5 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、「誓約書を公正取引委員会及び竹原警察署へ送付する旨」を事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。ただし、別紙1はあくまでも記載例であるため、誓約内容等については、事情聴取の対象者に自主的に作成させること。

(2) 書面入札を行う場合で、「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促すときは、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

#### 6 工事費内訳書のチェック

(1) 工事費内訳書の提示に当たっては、工事主管課の担当職員等が談合の形跡がないかをチェックし、チェックが終了した時点で工事費内訳書を返却すること。

(2) 工事費内訳書のチェックに当たって不明な点がある場合は、工事主管課の担当職員等を含む複数の職員により、積算担当者など積算内容を把握している者を対象に事情聴取すること。

(3) 入札執行後に事情聴取を行う場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

#### 7 報道機関との対応

報道機関との対応において、工事主管課長のみでは十分な対応ができない場合には、委員会の長の指名する者が併せて対応すること。

#### 8 その他

入札談合に関する情報に係る事務処理に当たっては、毅然たる態度で対応すること。なお、電子入札による事後審査型一般競争入札にあつては、入札参加者は、入札期日前は不明であることに留意すること。

別表 1

# 誓 約 書

平成 年 月 日

竹原市 入札執行担当者 様

会 社 名

代 表 者 名

Ⓔ

担 当 者 名

Ⓔ

今般の 工事の競争入札  
に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

## 入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について、談合があったとの情報があったが、入札者が談合をして入札をしたり、その他入札に際して不正の行為がないよう、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後において、談合の事実が明らかと認められた場合には、竹原市契約規則第15条第5号の規定により入札は無効とする。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。